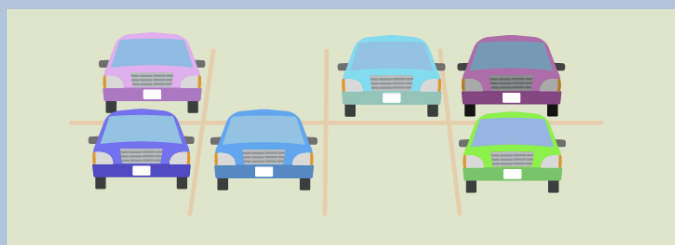


既存共同住宅等の駐車施設の 見直しをしてみませんか？



駐車施設の利用率が下がって、
空きがでてきたけど、
他のものに利用できないかな？



駐車施設を、以下の施設等に変更できます。

※協議が必要です。

一時利用空間



(荷捌き駐車施設等)

再生エネルギー施設



(太陽光発電施設) (電気自動車用充電設備)

「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」改正（令和6年6月1日施行）により、附置義務があった駐車施設を、荷捌き駐車施設等や太陽光発電施設、電気自動車用充電施設に変更することが可能となりました。
ぜひご相談ください。

条例改正の詳細は、QRコードよりご確認ください。
または総合支所街づくり課へお問い合わせください。
※住環境条例届出の際の副本をご準備ください。



よくある質問



駐車施設の見直しはできるかな？

対象施設に該当する場合、協議によって駐車施設の台数を見直すことが可能です。

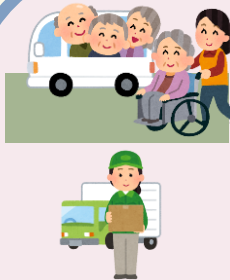


対象施設に該当するかな？

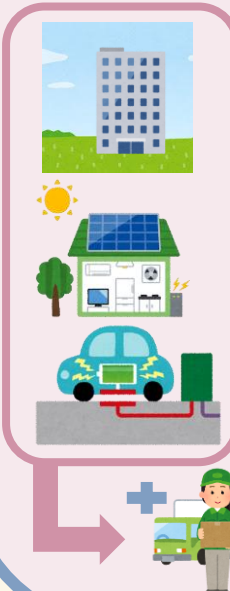
条例で定める指定建築物のうち、集合住宅等建築物、ワンルームマンション建築物及び長屋が対象です。



どんな代替措置があるの？



荷捌き駐車施設等（福祉サービス、宅配便やバイク便、引越車両など）を出入口付近に一時的に停車できる空間を設ける場合、**附置義務台数**の1台として代替え可能です。



既存の環境空地の拡大や、再生可能エネルギー利用設備等（太陽光発電施設、電気自動車用充電施設）を設ける場合には、それぞれ1／2を上限に**附置義務台数**に代替え可能です。
なお、こちらの規定を利用する場合は、別途荷捌き駐車施設を設ける必要があります。

その他、住環境条例の副本をお持ちの上、ご相談ください。



よくある質問



荷捌き駐車施設のサイズは？

幅2.5メートル以上、奥行き6メートル以上、高さ3.2メートル以上、とし、当該建築物の出入口付近に設置してください。



車椅子利用者用駐車場は制度の対象になる？

車椅子利用者用駐車施設は他の条例により、附置義務がある場合があります。

その際は、制度の対象外となります。
また、物件ごとに条件が異なりますので、設計時の駐車施設の規定などを確認し、図面等をご用意の上、ご相談ください。



どのような手続きが必要？

まずは、事前協議をお願いいたします。
対象施設の住環境条例の副本をお持ちの上、各総合支所街づくり課までご連絡ください。
届出申請が可能となりましたら、駐車施設変更届（第1号の4様式）を添えて、協議書類を届出してください。

その他協議に必要な書類は、以下となります。

- (1) 案内図
- (2) 変更に係る図面
- (3) 区長が必要と認める図書

協議が終わりましたら副本を返却いたします。



問い合わせ先は？

対象施設によって、相談の窓口が異なります。
ご住所をご確認の上、各総合支所街づくり課までご連絡ください。（次ページ参照）



手続きフロー

事前相談 ・協議

対象施設のご住所をご確認の上、各総合支所街づくり課までお問い合わせください。
窓口にお越しの際は、住環境条例の副本をお持ちください。

変更届の 提出

以下の書類を各総合支所街づくり課にご提出ください。
必要な書類（正副2部）
・ [駐車施設変更届（第1号の4様式）](#)
・ 案内図・変更に係る図面・区長が必要と認める図書

決定

協議書類を確認後、副本を返却いたします。



お問い合わせ窓口

条例の詳細は、右側のQRコードより区のホームページをご覧ください。
または総合支所街づくり課へお気軽にお問い合わせください。



世田谷総合支所 街づくり課	03-5432-2460	池尻（4丁目一部を除く）・上馬・経堂・駒沢（1、2丁目）桜・桜丘・三軒茶屋・下馬・世田谷・太子堂・弦巻・野沢・三宿・宮坂・若林
北沢総合支所 街づくり課	03-5478-8076	赤堤・梅丘・大原・北沢・豪徳寺・桜上水・代沢・代田・羽根木・松原・池尻（4丁目一部のみ）
玉川総合支所 街づくり課	03-3702-4573	奥沢・尾山台・上野毛・上用賀・駒沢（3～5丁目）・駒沢公園・桜新町・新町・瀬田・玉川・玉川台・玉川田園調布・玉堤・等々力・中町・野毛・東玉川・深沢・用賀
砧総合支所 街づくり課	03-3482-1398	宇奈根・大蔵・岡本・鎌田・喜多見・砧・砧公園・成城・祖師谷・千歳台・船橋
烏山総合支所 街づくり課	03-3326-9618	粕谷・上北沢・上祖師谷・北烏山・給田・八幡山・南烏山